



すまいの保険

こんなときにお役に立ちます!

# 事故の際のさまざまな費用に備えましょう

突然やってくる自然災害…

自宅を修理する間の仮すまい費用など、**大きな出費が心配…**

水災で自宅が被害に遭い、**住めなくなってしまった…**

**「災害緊急費用特約」**をセットしていると…

台風により電線が切れてしまった!

長時間の停電が発生!

復旧するまで家には住めそうにないな…

さらに**「ライフライン停止時仮すまい費用等特約」**をセットしていると…

自宅修理中に借りた部屋の**家賃や仲介手数料などの費用が補償された!**

ホッ

保険の対象に損害がない場合でも**仮すまい費用等の補償を受けられます!**

おまかせください!!

備えあれば憂いなし! 万一のときも安心!!

PET・HOTEL HOTEL



**+**

事故時諸費用  
(火災・風水災等限定)特約  
(原則すべてのご契約に自動セット)

**+**

防犯対策費用特約  
(建物契約に自動セット)

**+**

特別費用保険金特約  
(建物契約に自動セット)



**「災害緊急費用特約」や「ライフライン停止時仮すまい費用等特約」といった自然災害に備えるオプション特約をセットすることで、事故発生時のさまざまな出費をカバーすることができます!**

事故に伴い発生する諸費用について、場合によっては事故時諸費用保険金ではまかなえず…

# 出費額のほうが大きくなる可能性があります

おすすめ  
します!



## 災害緊急費用特約 (すべてのご契約にセットできます)

保険の対象の復旧のために負担した仮修理費用や仮すまい費用等をお支払いします。  
(ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに、損害が発生した敷地内に所在する保険の対象の保険金額×10%または100万円のいずれか低い額が限度。)

補償される費用 ① 仮すまいにかかる賃借費用(ホテル代等の宿泊費用を含みます。) ② 仮修理費用 ③ 原因調査費用 等



**例** 建物または家財の保険金額850万円以上、事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約をセットしたご契約に災害緊急費用特約もセットしていた場合

下表の「水災時に発生する費用負担のイメージ」の仮修理費用・仮すまい費用の負担額 **85万円** を災害緊急費用保険金でまかなうことができます。(注1)

### ■水災時に発生する費用負担のイメージ

費用	災害発生時		本修理		復旧後	負担合計
	当面の生活必需品購入 衣類、寝具、食器等	仮修理費用 養生等の応急処置	引越し費用	仮すまい費用(注2) 家賃：約10万円×6か月 礼金：家賃1か月分 仲介手数料：家賃1か月分	引越し費用	
負担額	30万円	5万円	25万円	80万円	25万円	165万円
<b>■お支払いする費用保険金(損害保険金を800万円と仮定した場合)</b> 事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約 損害保険金×10%・300万円限度 80万円						支払合計
				負担額を実費で補償	災害緊急費用特約 <b>85万円</b>	165万円

(注1) その他発生した諸費用については、損害保険金800万円の10%である80万円を事故時諸費用保険金から充当することができます。  
(注2) ホテル代も補償されます。ただし、損害を受けた保険の対象(または保険の対象を収容する建物)と立地条件・規模等において同種同程度の代替物件または代替施設を賃借するのに必要な費用が限度となります。  
※上記の出費額は一例(概算イメージ)であり、実際の出費とは大きく異なることがあります。

さらに補償を  
充実したい方に  
おすすめします



## ライフライン停止時仮すまい費用等特約 (災害緊急費用特約付きのご契約にセットできます)

偶然な事故により、電気、ガスまたは水道(以下、「ライフライン」といいます。)が12時間以上継続して供給停止(注)した場合に、仮すまい費用等を10万円を限度に補償します。

(注) 事業者が日本国内に占有するライフラインの供給設備等の機能が停止または阻害されたことにより、建物に対するライフラインの供給が中断または阻害されたことをいいます。建物所有者やマンション管理組合が占有する供給設備等の停止による場合は補償対象外です。

補償される費用 ① 仮すまいにかかる賃借費用(ホテル等の宿泊費用を含みます。) ② ライフラインの代替物賃借費用

### 災害緊急費用特約で補償されないケースを、本特約で補償することができます!

	保険の対象に損害が発生したことに起因する ライフラインの停止	事業者(電力会社等)に 起因する ライフラインの停止
<b>災害緊急費用特約(代替物賃借費用)</b> 保険の対象に損害が発生し、居住できなくなった場合に、仮すまい費用等をお支払いします。	○	×
<b>ライフライン停止時仮すまい費用等特約</b> 保険の対象に損害は発生していないが、ライフラインの供給が停止して居住できなくなった場合に、仮すまい費用等をお支払いします。	×	○

※このチラシはGK すまいの保険(すまいの火災保険)の「災害緊急費用特約」、「ライフライン停止時仮すまい費用等特約」等の概要を説明したものです。詳細は商品パンフレットまたは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等をご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル  
 (チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス) こちらから  
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/> アクセスできます▶  
 (お客さまデスク) 0120-632-277(無料)

